

■連鎖販売におけるクーリング・オフについて

- A. ブランド メンバーは、次のどちらか遅い方を起算日として 20 日以内であれば、理由の如何を問わず書面により契約を解除することができます：
- i) 契約情報案内ポケット(特定商取引法上の契約の内容を明らかにする書面)を受領した日、または
 - ii) ビジネス ポートフォリオの引渡し、あるいはブランド メンバー契約書の提出(オンライン サインアップを含む)後に、製品またはビジネス サポート マテリアル・サービスの購入・受け取りが最初に行われた日
- B. A の記載にかかわらず、ブランド メンバーは、勧誘者による次のいずれかの妨害行為により A に定める期間を経過するまでに契約の解除を行わなかった場合、契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた後 20 日以内であれば書面により契約を解除することができます：
- i) 勧誘者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることにより契約者が当該告知内容が事実であると誤認をした場合、または
 - ii) ブランド メンバーが勧誘者により威迫されたことにより困惑した場合
- C. A または B の解除において、ブランド メンバーが支払った金額のすべてと、消費税が支払われた場合はその消費税分を付加してブランド メンバーに速やかに返金するものとします。
- D. A または B の解除の場合、ビジネス ポートフォリオ、製品および(または)ビジネス サポート マテリアル・サービスの返送費用はニュー スキン社が負担します。
- E. A または B の解除の場合、ニュー スキン社が損害金や違約金を請求することはありません。
- F. A または B の解除は、契約の解除を行う旨を記載した書面をブランド メンバーが発信したときに効力が生じます。

お問い合わせ先

ニュー スキン ジャパン 株式会社 シッピング 月～金 9:00～17:30 (土・日・祝 休)

フリーダイヤル：0120-377-499

携帯電話：050-3786-0300

月～金：9:00～17:30 (土・日・祝 休)

E メール：nsj-shipping@nuskin.com

